○国土交通省告示第六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年一月五日

国土交通大臣　石井　啓一

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1308	レディーミクストコンクリート及びプレキャストコンクリート中の目標空気量が2％の特別なコンクリートを用いる構造方法に応じて評価する方法	3－1　劣化対策等級（構造躯体等）	株式会社竹中工務店東京本店 執行役員 生産本部長 佐藤　恭輔	東京都江東区新砂一丁目1番1号	平成27年12月21日
1309	ＡＬＣパネルを用いた軽量鉄骨構造の界床による遮音構造に応じて評価する方法	8－1　重量床衝撃音対策	大和ハウス工業株式会社 代表取締役社長 大野　直竹	大阪市北区梅田三丁目3番5号	平成27年12月21日
1310	ＡＬＣパネルを用いた鉄骨造の界床による遮音構造に応じて評価する方法	8－1　重量床衝撃音対策	大和ハウス工業株式会社 代表取締役社長 大野　直竹	大阪市北区梅田三丁目3番5号	平成27年12月21日

○海上保安庁告示第一号

海上保安庁法施行令（昭和二十三年政令第九十六号）第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年一月五日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示

海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表巡視船の項中「PL 117　するが」及び「PL 126　おしか」を削る。

附　則

この告示は、平成二十八年一月二十日から施行する。

○防衛省告示第四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年一月五日

防衛大臣　中谷　元

日　時　平成二十八年一月十九日（予備、同月二十日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度一二分四八秒

(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年一月五日

防衛大臣　中谷　元

日　時　平成二十八年一月十九日（予備、同月二十日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯一三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒

(イ)　北緯一三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(ウ)　北緯一三一度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(エ)　北緯一三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(オ)　北緯一三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(カ)　北緯一三一度一八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年一月五日

防衛大臣　中谷　元

日　時　平成二十八年一月二十九日（予備、同月三十日）の〇五〇〇から二〇〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度一二分四八秒

(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年一月五日

防衛大臣　中谷　元

日　時　平成二十八年一月二十九日（予備、同月三十日）の〇五〇〇から二〇〇〇まで

区　域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の区域

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年一月五日

防衛大臣　中谷　元